

○柳津町空き家家財道具等処分費補助金交付要綱

平成29年 3 月23日訓令第 7 号

改正

令和 4 年 3 月18日訓令第 4 号

柳津町空き家家財道具等処分費補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、柳津町の空き家の利活用を促進し、地域の良好な景観を保全するため、空き家の家財道具等を処分するための費用に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、柳津町補助金等の交付等に関する規則（平成 9 年規則第 1 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 町内に所在し、人の居住の用に供する建物又は主として人の居住の用に供する部分からなる建物で、3 ヶ月以上居住がなされていないものをいう。
- (2) 所有者 当該補助金を申請する時点において、前号に定める空き家を所有する者をいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。ただし、町長が特に認めた者は、この限りでない。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する者
 - ア 自ら所有する空き家を譲渡又は貸借する意思がある者
 - イ 所有者との契約により空き家を譲受け又は借主となり、当該契約の日から 3 ヶ月を経過しない者
 - ウ 自ら所有する空き家の除却工事を行う者
 - (2) 納期が到来している町税等の滞納がない者
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は補助対象としない。

- (1) 補助金の交付決定前に家財道具等の処分・搬出を行った者
- (2) 公共事業に伴う住宅の移転を行う者
- (3) その他町長が不相当と認める家財道具等の処分・搬出

(補助対象物件)

第4条 補助金の交付の対象となる空き家（以下「対象物件」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 所有者が当該補助金の交付後に譲渡又は貸借する意思を持って家財道具等の処分・搬出を行う空き家
- (2) 譲渡又は貸借に係る契約が成立した空き家
- (3) 除却工事に係る工事請負契約が成立した空き家

(補助対象経費)

第5条 この補助金の交付対象経費は、当該物件の残存する家財道具等の処分・搬出に要する経費（ごみの処理手数料、収集・運搬料金、特定家庭用機器リサイクル料金、廃棄物処分業者に委託して家財を処分する場合における委託費等）とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象事業に要した費用の10分の10に相当する額（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とし、10万円を上限とする。

(補助金交付の申請等)

第7条 この補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、柳津町空き家家財道具等処分費補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出するものとする。

- (1) 空き家の売買契約書又は賃貸借契約書若しくは使用貸借契約書等の写し（第3条第1項第1号に掲げるイに該当する補助対象者のみ）
- (2) 納期が到来している町税等の滞納がないことを証する書類（現に町内に住所を有していない者又は町内に住所を有して1年を経過しない者のみ）
- (3) 空き家の除却に係る工事請負契約書の写し（第3条第1項第1号に掲げるウに該当する補助対象者の場合のみ）
- (4) 処分費用の見積書（内訳明細が確認できるもの）
- (5) 処分前の現場写真
- (6) 所有者同意書（様式第2号。ただし、家財道具等の処分・搬出を行う

者が補助対象物件の借主である場合のみ)

(7) その他町長が必要と認める書類

- 2 補助金交付の申請は、第3条第1項第1号に掲げるア及びイの補助対象者が同一物件に対して行うことはできない。

(補助金の交付決定)

第8条 町長は、前条に規定する申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めた場合は、補助金の額を決定し、規則第7条の規定により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助金の交付決定を受けた者は、交付対象事由が完了したときは、柳津町空き家家財道具等処分費補助金実績報告書(様式第3号)に次の各号に掲げる書類を添付して完了の日から14日以内又は、交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに行わなければならない。

- (1) 処分費用に係る請求書又は領収書の写し(内訳明細が確認できるもの)
- (2) 処分前・後の現場写真
- (3) その他町長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第10条 町長は前条の規定による実績報告を受けた場合は、内容の審査及び必要に応じて行う現地調査等により適当と認めるときは、補助金の額を確定し、柳津町空き家家財道具等処分費補助金確定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(補助金交付の請求)

第11条 前条の規定による通知を受けた申請者は、柳津町空き家家財道具等処分費補助金請求書(様式第5号)を町長に提出しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月18日訓令第4号)

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。